



「チョイソコとよあけ」運行事業
公募型プロポーザル
実施要領

2024年10月



豊明市

AISIN

株式会社アイシン

1 目 的

豊明市（以下「市」という。）と株式会社アイシン（以下「アイシン」という。）が協働で実施するデマンド型乗り合い送迎サービス（以下「チョイソコとよあけ」という。）は、公共交通不便地域の住民の生活に必要な移動手段の確保と、高齢者（65歳以上）等の外出支援を目的として運行している。

この要領は、「チョイソコとよあけ」の運行事業者を選定するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により企画提案を募集し、運行にあたって最も適切な事業者を総合的に審査し、決定することを目的とする。

2 運行業務

- (1) 事業名 オンデマンド型乗合交通「チョイソコとよあけ」運行事業
- (2) 事業内容 「チョイソコとよあけ運行業務基本仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり
- (3) 事業期間 契約締結の日から2028年3月31日まで
(運行期間：2025年4月1日から2028年3月31日まで 3年間)
- (4) 事業上限額 42,824,000円/3年間（726日。消費税及び地方消費税を含む。）
《参考》1日2台運行単価換算 約58,986円/1日2台（消費税及び地方消費税を含む。）
※参加者が提案する費用は、後述の「8 企画提案書等作成要領/V 運行するにあたっての1日あたりの2台分の運行費用（消費税込み）/別表_運行経費に含める費用（2台分）」であり、業務見積書（様式4）に沿って提案すること。

3 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、以下の要件を全て満たすこと。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得している者又は取得を予定している者であること。かつ、本業務に使用する予備車両を用意できる者であることとし、当該車両について一般乗用旅客自動車運送事業で現に使用している車両と併用する場合にあっては、営業区域に名古屋交通圏が設定され、同交通圏に営業所を設置している法人であること。
- (2) 過去に本事業と同種又は類似の事業を受託した実績があること。
- (3) 運行開始日までに、当該路線について道路運送法をはじめ関係法令に基づく許認可を完了し、運行開始日から問題なく運行を開始できること。なお、許可申請等に要する費用は、参加希望者が負担するものとし、運行経費に含めない。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。

【第167条の4】

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- (5) 租税に滞納がないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、その他経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 豊明市指名停止取扱要領（平成12年11月13日決裁）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (8) 豊明市暴力団排除条例（平成24年豊明市条例第24号）に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (9) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

4 スケジュール

項目	日程
実施要領配布	2024年10月4日（金）から2024年10月31日（木）まで
質問受付	2024年10月21日（月）午後5時まで
質問回答	2024年10月25日（金）予定
応募関係書類の提出	2024年10月31日（木）午後5時まで
参加資格結果及びプレゼンテーションの通知 ※Eメール	2024年11月8日（金）
審査会の開催	2024年11月18日（月）
審査結果の公表	2024年11月下旬
契約及び協定締結	2024年12月以降

5 実施要領等の配布

- (1) 配布期間 2024年10月4日（金）から2024年10月31日（木）まで
- (2) 配布時間 午前9時から午後5時まで
- (3) 配布方法 市ホームページ又は企画政策課窓口（開庁日に限る。）にて直接配布

6 実施要領等に関する質問受付及び回答

本プロポーザルの内容について質問のある者は、質問書（様式5）により提出すること。

- (1) 受付期限 2024年10月21日（月）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法 電子メール（kikaku@city.toyoake.lg.jp）
- (3) 回答日 2024年10月25日（金）予定
- (4) 回答方法 電子メールで個別に回答するとともに、すべての質問内容及びそれに対する回答を豊

明市ホームページに掲載する。ただし、質問者に関する情報は非公開とする。

7 応募関係書類の提出について

プロポーザルの参加者は、本実施要領及び仕様書を理解した上で、次の資料を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 企画提案参加申込書（様式1） 1部
- ② 企画提案書（様式2） 9部
- ③ 業務実施体制書（様式3） 9部
- ④ 業務見積書（様式4） 1部

※見積金額は提案内容評価の参考として利用するものであり、契約金額とならない場合もある。

- ⑤ 登記簿謄本（現在事項証明書、3か月以内に発行されたもの、写し可） 1部
- ⑥ 法人市民税等完納証明書（写し可） 1部

※法人にかかる租税（法人市民税、固定資産税等）の完納証明書又は直近3年分の納税証明書を提出すること。ただし、令和6・7年度豊明市入札参加資格を有する事業者については提出を省略することができるものとする。

- ⑦ 財務諸表（直近の3決算期の貸借対照表、損益計算書） 1部

(2) 提出期間

2024年10月4日（金）から10月31日（木）午後5時まで

(3) 提出方法

提出窓口に直接持参すること。郵送は不可とする。

（開庁時間 土日祝日を除く午前9時～午後5時まで）

(4) 提出場所

豊明市行政経営部企画政策課（〒470-1195 豊明市新田町子持松 1-1）

8 企画提案書等作成要領

参加希望者は、仕様書に基づいた運行を前提に提案書を作成すること。

なお、提案書には、次のⅠ～Ⅵまでのことをわかりやすく簡潔に記載すること。

Ⅰ 会社概要等

- ・会社概要：名称、所在地、事業内容、従業員、資本金
- ・車両保有台数：セダン・ジャンボ・その他
- ・事業実績の履歴：一般乗用、乗合事業

Ⅱ 本事業の実施体制（運転手・運行管理者等）

- ・責任者：氏名、経験年数、資格、業務経歴等
- ・管理者：氏名、経験年数、資格、業務経歴等
- ・運転手：氏名、経験年数、資格、業務経歴等

※ 運行時間を午前9時～午後4時まで（連続運転）とした場合の事業に係る全ての人を記載すること。

Ⅲ 車両の管理体制

- ・車両の保管場所、距離
- ・車検、点検、日常清掃等

IV 予備車両の体制

- ・予備車両の詳細（セダン or ジャンボ、台数）
- ※ 予備車両をセダンとする場合は複数車両による並走運行でも可能とする。

V 安全管理・サービス向上の取組

- ・安全運行に関する考え方や取組
- ・サービス向上に関する考え方や取組
- ・その他本事業を運行するにあたっての独自の提案

VI 運行するにあたっての1日あたりの2台分の運行費用（消費税込み）

積算にあたり、下記表の費用を事業者負担と見込み、平日のみの運行で、運行時間を9時～16時までに乗車した人を降車するまでとした場合による1日あたりの2台分の運行費用を算出すること。なお、車両（車体のラッピングも含む。）は市所有の車両（ハイエースグランドキャビン乗車定員8人）を貸与する。

運行経費に含める費用（2台分）
・乗務員の人件費
・車両の清掃（車内外）、修繕、日常点検、法定点検（車検含む）、車両保管 タイヤ保管
・保険料（自賠償保険、任意保険） ※任意保険は、対人・対物＝無制限、人身傷害・搭乗者＝2,000万円
・その他、運行管理にかかる経費
運行経費に含まれない費用（2台分）
・燃料費
・運行指示用車載器（タブレット）の通信費 ※タブレット、携帯電話、充電ケーブル、ドライブレコーダー、その他車載器関連はアイシンが貸与する。

9 審査

(1) 審査方法

参加申込を行った事業者のうち、参加資格要件を満たすと認められた事業者について「チョイソコとよあけ運行業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査会」という。）」において審査する。なお、参加資格結果通知は、応募したすべての者に通知する。

(2) プレゼンテーション

①日時等

2024年11月18日（月）に豊明市役所にて審査会に対し、5 応募手続き（1）提出書類に示した「企画提案書（様式2）、業務実施体制書（様式3）、業務見積書（様式4）」に沿って説明すること。併せて質疑応答も行う。プレゼンテーションの時間及び場所の詳細については、2024年11月8日（金）の参加資格結果通知と併せて通知する。

②説明要領

(ア) 参加できる人数は3名以内とする。

(イ) 1者あたりの時間は以下のとおりとする。なお、参加申込者数により時間を変更する場合がある。

・プレゼンテーション：20分以内

・質疑応答：30分程度

(ウ) 説明に際して、プロジェクター等の機器を用いることができる。なお、市で用意する機材は、スクリーン、プロジェクターとする。その他パソコン等の必要な機器については参加者で当日用意すること。

(3) 契約候補者の決定方法

各審査委員の評価点合計得点が最も高い事業者を、第1位の契約候補者として選定し、次に得点が高かった者を第2位の契約候補者として選定する。なお、第1位の契約候補者と協議が成立しないとき又は協議において提案の実現可能性が低いと判断した場合は、第2位の契約候補者と協議を行う。合計得点の最も高い事業者が2人以上いるときは、企画提案の評価点が高い事業者を上位とする。

(4) 提案者が1者のみの場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても審査を実施する。その場合、各審査委員の評価点合計得点が配点合計の6割以上となった場合に限り、契約候補者として選定する。

(5) 審査結果の通知・公表

結果に関わらず、企画提案書に記入された連絡先に通知するほか、契約候補者決定については市のホームページにて公開する。なお、審査結果に関する異議申し立ては受け付けないものとする。

10 審査会参加に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ・実施要領に定める資格、要件が備わっていない場合
- ・期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ・提出した書類に虚偽の内容を掲載した場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・審査会の委員や関係者に対して、個別に働きかけをした場合
- ・他の参加申込者と提案の内容とその意思について相談を行った場合
- ・候補者選定終了までの間に、他の参加申込者に対して提案の内容を意図的に開示した場合
- ・その他不正な行為等があった場合

(2) 辞退

参加申込み後に辞退する場合は、下記により届け出ること。

提出書類：「辞退届（任意様式）」

提出場所：豊明市行政経営部企画政策課（〒470-1195 豊明市新田町子持松1-1）

(3) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に関する責任は、すべて参加申込者が負うものとする。

(4) 複数提案の禁止

複数の企画提案書の提出はできない。

(5) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。(市又はアイシンが補正等を求める場合を除く。)

(6) 提出書類の返却等

提出されたすべての書類については返却しない。なお、応募書類は本プロポーザルに係る事業者選定の審査目的にのみ使用し、他の目的には使用しない。

(7) 費用負担

提出書類の作成、提出、審査会参加に要する経費等は、すべて参加申込者の負担とする。

(8) 申請書類は、豊明市情報公開条例（平成13年豊明市条例第29号）の対象となる。

(9) その他

- ・参加申込者は、参加申込書の提出をもって、実施要領に記載の内容に同意したものとする。
- ・提出書類について、市又はアイシンより問い合わせを行う場合がある。

1.1 契約に関する基本事項

契約候補者に選定された者と市及びアイシンが協議し、事業実施に係る仕様を確定させた上でアイシンと契約を締結する。契約に当たっては、仕様書で示した業務内容を遵守するとともに、提案された内容を基本に、市、アイシン及び受託者との三者協定とする。

1.2 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じて参加希望者と豊明市が協議して定めるものとする。

1.3 問い合わせ先

【本事業についてのお問い合わせ】

株式会社アイシン ビジネスプロモーション部 杉山、大屋

住 所：〒448-8605 愛知県刈谷市相生町1丁目1番地1 アドバンス・スクエア刈谷8F

電 話：0566-62-8135

メール：jinsugi@nbd.aisin.co.jp（杉山）、t_oya@cld.aisin.co.jp（大屋）

【プロポーザルについてのお問い合わせ及び提案書提出先】

豊明市行政経営部企画政策課 赤坂、早川

住 所：〒470-1195 愛知県豊明市新田町子持松1番地1

電 話：0562-92-8318

メール：kikaku@city.toyoake.lg.jp